

国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程第3条第1項に掲げる競争的資金等について

平成19年10月29日
研究担当理事裁定制定

1. この要領は、国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程（以下「規程」という。）第3条第1項に掲げる競争的資金等について定めるものである。
2. 規程第3条第1項に掲げる競争的資金等とは以下のものをいう。
 - (1) 各省各庁、独立行政法人及び地方公共団体等から配分される補助金等で、預かり補助金等として受け入れる研究資金。
 - (2) 各省各庁、独立行政法人及び地方公共団体等からの委託費等で、受託研究又は受託事業として受け入れる研究資金。
 - (3) 各省各庁、独立行政法人及び地方公共団体等から共同研究として受け入れる研究資金。
 - (4) 各省各庁、独立行政法人及び地方公共団体等から、本学に所属する研究者等に配分される補助金等で、預かり科学研究費補助金等として受け入れる研究資金。
 - (5) 上記(1)から(4)に該当する研究資金で、再委託あるいは分担金として受け入れる研究資金。